平成２５年（フ）第１０２５号
広島市中区加古町２番17―204号
破産者　デザートキッチン　N’s　sweetsこと　中髙下宏和
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０６１号
広島市安佐北区可部７丁目19番８―303号
破産者　鈴川　一朗
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０２号
香川県さぬき市鴨庄4132番地５　ベルエール小方１―203
破産者　川東　幸典
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７号
大分県佐伯市蒲江大字西野浦404番地８
破産者　木許　康治
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第２３０号
函館市昭和１丁目28番24号、開始決定時の住所函館市富岡町３丁目５番12―102号
破産者　中野　貴之
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３１９号
開始決定時の住所北海道富良野市栄町２番６号
破産者　松田　正義
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２０号
開始決定時の住所北海道富良野市栄町２番６号
破産者　松田　直子
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３８号
青森市大字三内字稲元42番地４　メゾン昴Ａ―203
破産者　村上　直人
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１号
岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第６地割６番地19
破産者　丹野　真晴
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５３７号
新潟市中央区南笹口２丁目１番９号　コーポ駅南301号
破産者　齋藤　　清
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０４号
岐阜県大垣市安井町１丁目22番地１
破産者　五島　道久
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
静岡市葵区西瀬名町３番12号、前住所静岡県富士市鮫島546番地の１
破産者　佐野　秀行
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２１５号
静岡県富士市横割本町７番５号　ファミール二シオ２―Ｅ号
破産者　島岡　　治
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５６３号
静岡県浜松市中区高林３丁目10番24号
破産者　鈴木すみ子
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５８９号
静岡県浜松市中区寺島町346番地の２　ドルトワール205号
破産者　鈴木　和代（旧姓道田）
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１２２１号
京都府京田辺市草内一ノ坪26番地１　ムーミンハウス１―202、前住所京都府京田辺市草内鐘鉦割42番地の14　２―632号
破産者　富永　裕和
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７９９号
広島市東区中山中町22番22号
破産者　竹下　千春
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８号
香川県さぬき市志度4587番地５
破産者　木村　英二
1　決定年月日　平成26年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係